

東大阪市自立支援協議会について(令和6年度)

自立支援協議会 全体会(年2回)

- ・運営委員会での議論、課題の報告
- ・市全体としての課題解決に向けた議論、助言、連携の強化
- ・市の障害施策に関する方向性の検討

(構成委員)各機関の代表者・公募委員
 ・基幹・委託相談・事業所連絡会・施設連絡会
 ・障がい児通所事業所連絡会・高齢介護関係機関
 ・若者サポートステーション・障害者雇用企業
 ・障害当事者・家族・学識経験者
 ・公共職業安定所・各支援学校
 ・社会福祉事業団・社会福祉協議会
 ・東大阪市・オブザーバー

運営委員会 (年4回)

- ・地域課題の共有、課題の提案、優先順位付け
- ・課題解決に向けた議論
- ・集中的に議論する専門的な会議設置の判断
- ・専門会議の課題および参加者の選定
- ・専門会議の報告・進捗管理

(構成委員)各機関の実務担当者
 ・基幹・委託相談・事業所連絡会・施設連絡会
 ・障がい児通所事業所連絡会・高齢介護機関
 ・就労支援ネットワーク・公共職業安定所
 ・各支援学校(進路担当)・社会福祉協議会
 ・東大阪市(労働・教育・こども・保健・福祉)

運営委員
は必ず参加

検討結果
の報告

専門会議

地域課題について解決策
を検討

- ・会議の参加者
テーマごとに運営委員の中から参加者と進行役を選定
テーマに精通した者を外部委員として招集
- ・課題ごとに一定の期限を設けて結論を出す⇒次の課題へ

地域生活支援会議

- ・地域移行に向けて対象者を抽出
入所施設との連携を実施
- ・重度障害者の地域生活に必要な
支援について関係者で検討

事務局会議 (隔月開催)

- ・自立支援協議会の開催の調整
- ・当事者のニーズや個別支援で充足されない問題
について権利擁護の視点から地域課題を抽出
(重要度・緊急度・実現可能性・取組効果などから
総合的に判断)

(事務局)障害者支援室
 基幹相談支援センター
 委託相談支援センター
 主任相談支援専門員連絡会

障害児者が普通に
暮らせる地域づくり

ケア連絡会

相談支援NW

当事者中心の会

各種会議・個別事例
等

地域別会議

当事者ニーズ
の把握